

広島県告示第百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和二年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

三次市君田町櫃田字判官一〇二一六の一・一〇二一六の三・一〇二一六の五・一〇二一六の八・一〇二三八の六・一〇二三八の七・一〇二三八の一〇・一〇二三八の一・一〇二三八の一四（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇二三八の二七、一〇二三八の二九、一〇二三八の三一・一〇二三八の三三・一〇二三八の三五・一〇二三八の三七・一〇二四一の五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）